

# 16.犯罪被害者等給付金の支給に伴い国が取得する損害賠償請求権の債権管理（処置要求）

警察庁

2億3703万円(指摘金額)

48億7300万円(背景金額)

## 犯罪被害者等給付金（給付金）等の概要

- ✓ 給付金は、法律に基づき、犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族又は重傷病を負い若しくは障害が残った者（犯罪被害者等）に対して、犯罪被害等の早期の軽減及び平穏な生活への復帰を支援するため、警察庁（国）が支給
- ✓ 給付金の支給を受けようとする者は、都道府県警察本部等に申請し、都道府県公安委員会の裁定を受ける
- ✓ 都道府県警察本部は、裁定のための調査等を行い、収集した資料に基づき調書を作成し、裁定後、裁定に係る調書等（裁定のための収集資料を除く）を国に送付
- ✓ 国は、給付金を支給したときは、その額の限度において当該給付金の支給を受けた者が有する犯罪被害の**損害賠償請求権を取得（求償権）**
- ✓ 求償権は、犯罪被害者等が損害及び加害者を知った時から**5年間行使しないときは、時効によって消滅**
- ✓ 歳入徴収官等は、その所掌に属すべき**債権が発生したとき**などは、**遅滞なく、債権金額等を調査し、確認の上、これを債権管理簿に記載**するなどし、その履行を請求するために、債務者に対して納入の告知

## 検査の結果

- ✓ 平成30年度から令和4年度までの間に支給した給付金（計**1,838件、計48億7300万円**）を検査
  - 国は、犯罪被害者等の加害者に対する損害賠償請求権が発生しないものを除いて**求償権を取得**
  - 警察庁は、**全ての求償権に係る債権金額等**について、債権回収の見込みがないなどとして、**調査確認及び債権管理簿への記載を行っていなかった**
- ✓ 上記のうち、17都県警察が裁定のための調査等に関する事務の処理を行った計821件、計21億4921万円を確認
  - 給付金計427件、計9億5857万円に係る損害賠償請求権が、令和6年3月末時点で**加害者が時効を援用できる状態**
  - 裁定のための調査等の結果、裁定に係る調書や収集資料に加害者に資力があると思料される記載があるのに、警察庁においてそれを債権金額等の調査確認に**十分活用していない（計78件、計2億3703万円）**

## 要求する処置

- ✓ 給付金を支給して、国に帰属した求償権に係る債権金額等を**債権管理簿に適切に記載するよう是正**
- ✓ 求償権に係る債権の帰属を速やかに歳入徴収官等に通知し、裁定に係る調書における加害者の資力に関する事項を十分活用して債権金額等の調査確認を行った上で加害者に対する納入の告知を行うなど**適時適切な債権管理を行うための事務処理体制を整備**
- ✓ 求償権に係る債権管理に十分活用するために、裁定のための収集資料における**加害者の資力に関する事項**について、裁定に係る調書に**適切に記載するよう都道府県警察に周知**

# 16.犯罪被害者等給付金の支給に伴い国が取得する損害賠償請求権の債権管理（処置要求）

警察庁

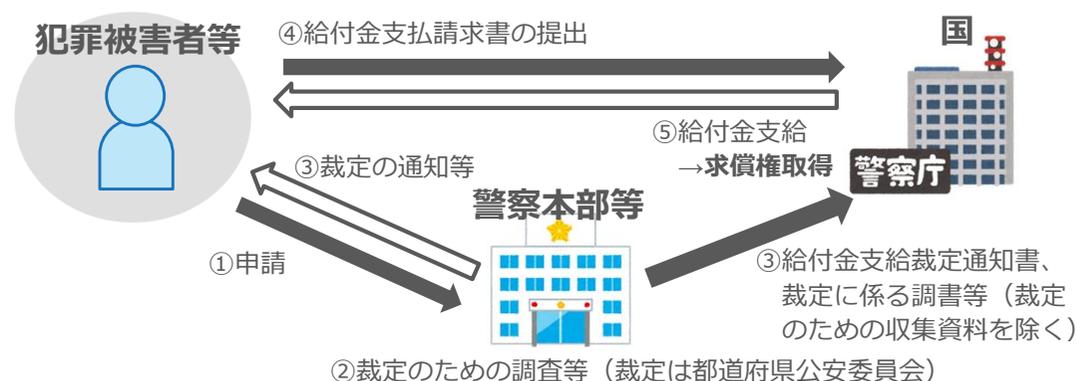
2億3703万円(指摘金額)

48億7300万円(背景金額)

## 犯罪被害者等給付金（給付金）、国における債権管理の概要

- ・警察庁（国）は、犯罪被害者等に対して給付金を支給
- ・国は、給付金を支給したときは、その額の限度において、支給を受けた者が有する犯罪被害の損害賠償請求権を取得（求償権）
- ・求償権は、犯罪被害者等が損害及び加害者を知った時から5年間行使しないときは、時効によって消滅
- ・歳入徴収官等は、その所掌に属すべき債権が発生したときなどは、遅滞なく、債権金額等を調査し、確認の上、これを債権管理簿に記載するなどし、その履行を請求するために、債務者に対して納入の告知をしなければならない

## 給付金の申請から支給までの流れの概要



### 検査の結果 1 債権管理簿に記載していないなどの事態

平成30年度から令和4年度までの間に支給した給付金（計1,838件、計48億7300万円（背景金額））を検査

警察庁は、全ての求償権に係る債権金額等について、債権回収の見込みがないなどとして、調査確認及び債権管理簿への記載を行っていなかった

上記のうち、17都県警察が裁定のための調査等に関する事務の処理を行った計821件、計21億4921万円を確認したところ・・・

検査の結果 2、3 の事態

### 検査の結果 2 加害者が時効を援用できる状態になっている事態

給付金計427件、計9億5857万円に係る損害賠償請求権が、令和6年3月末時点で加害者が時効を援用できる状態

### 検査の結果 3 裁定のための調査等の結果を十分活用していない事態

- ・裁定に係る調書において加害者に資力があると思料される記載あり → 計23件、計6426万円
  - ・裁定のための収集資料等に加害者に資力があると思料される記載あり → 計55件、計1億7277万円
- 警察庁において、裁定のための調査等の結果を債権金額等の調査確認に十分活用していない 計78件、計2億3703万円（指摘金額）

### 要求する処置

- ・給付金を支給して、国に帰属した求償権に係る債権金額等を債権管理簿に適切に記載するよう是正
- ・求償権に係る債権の帰属を速やかに歳入徴収官等に通知し、裁定に係る調書における加害者の資力に関する事項を十分活用して債権金額等の調査確認を行った上で加害者に対する納入の告知を行うなど適時適切な債権管理を行うための事務処理体制を整備
- ・求償権に係る債権管理に十分活用するために、裁定のための収集資料における加害者の資力に関する事項について、裁定に係る調書に適切に記載するよう都道府県警察に周知